

## 反社会的勢力への対応に関する保険約款の規定例

### 【約款規定例】

#### 第〇条

- ① 会社は、次のいずれかの事由（重大事由）がある場合には、保険契約を将来に向かって解除することができます。
1. 保険契約者または死亡保険金受取人が、死亡保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および保険金の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
  2. 保険契約者、被保険者または高度障害保険金の受取人が、この保険契約の高度障害保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
  3. この保険契約の保険金の請求に関し、その保険金の受取人が詐欺行為（未遂を含みます。）をしたとき
  4. 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
    - イ. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
    - ロ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
    - ハ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - ニ. 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - ホ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  5. 前各号に定めるほか、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする第1号から第4号までと同等の重大な事由があるとき
- ② 会社は、保険金の支払事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、つぎのとおり取り扱います。
1. 第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金（第1項第4号のみに該当した場合で、第1項第4号イ. からホ. までに該当したのが保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。以下、本号について同じ。）を支払いません。また、すでにその支払事由により保険金を支払っているときは、会社は、その返還を請求します。
  2. （略）
- ③ 本条の規定によって保険契約を解除したときは、会社は、解約返戻金と同額の返戻金を保険契約者に支払います。
- ④ 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によって保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して第2項第1号の規定を適用し保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分については第3項の規定を適用し、その部分の解約返戻金と同額の返戻金を保険契約者に支払います。

<解説>

一般社団法人生命保険協会および生命保険会社は、生命保険事業に対する公共の信頼を維持し、業務の適切性および健全性を確保するために、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断を徹底することとしています（「生命保険業界における反社会的勢力への対応指針」（平成23年6月制定、平成26年2月最終改正））。

「反社会的勢力への対応に関する保険約款の規定例」は、生命保険会社が反社会的勢力とは一切の関係をもたず、また、反社会的勢力およびその関係者に資金が流入することを阻止するために、保険契約においても以下のとおり取扱うことができることとしています。

- ・ 生命保険会社は、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、保険期間中、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業等）（注1）（注2）に該当した場合には、保険契約を解除する（1項4号イ）とともに、反社会的勢力に該当した時以降に発生した保険事故については、保険金等を支払わない（既に支払っているときは、その返還を請求する）（2項1号）。

（注1）遡って5年以内に暴力団員に該当すると客観的に認められる事情がある場合には、暴力団員として取扱う（1項4号イ「暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものを含みます。）」）。

（注2）反社会的勢力に対して資金等を提供していると認められる者等、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している者についても、同様に取扱う（1項4号ロ以下）。

なお、上記規定は保険法（平成20年法律第56号）の重大事由解除（第57条、第86条）に準拠しており、告知義務違反による解除権とは異なり、保険法上、契約の締結時や解除権発生時からの行使期間制限（5年）や会社が知ったときからの行使期間制限（1か月）はありません。

〔本規定例は、各生命保険会社における反社会的勢力への対応の参考の用に供するものであり、各社を拘束するものではありません〕